



手術件数

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）に掲げる手術

区分1に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術 等	47
イ	黄斑下手術 等	35
ウ	鼓室形成手術 等	44
エ	肺悪性腫瘍手術 等	61
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	281
区分2に分類される手術		
ア	靭帯断裂形成手術 等	42
イ	水頭症手術 等	32
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 等	0
エ	尿道形成手術 等	3
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術 等	31
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術 等	8
区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術 等	3
イ	上顎骨悪性腫瘍手術 等	9
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術 等	0
オ	内反足手術 等	0
カ	食道切除再建術 等	8
キ	同種死体腎移植術 等	0
区分4に分類される手術		
腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術		572
その他の区分		
ア	人工関節置換術、人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）及び人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	271
イ	乳児外科施設基準対象手術	19
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	77
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	106
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	330

経皮的冠動脈ステント留置術

(1)	急性心筋梗塞に対するもの	90
(2)	不安定狭心症に対するもの	84
(3)	その他のもの	122

経皮的冠動脈形成術

(1)	急性心筋梗塞に対するもの	6
(2)	不安定狭心症に対するもの	10
(3)	その他のもの	13

対象期間：2025年1月1日～2025年12月31日

【医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）に掲げる手術】
 【経皮的冠動脈形成術】 【経皮的冠動脈ステント留置術】 《R8年6月》